

**成年後見センターにおける意思決定支援の条件整備に関する研究****－既設センターにおける中核機関としての機能－**

○ 日本福祉大学 平野隆之 (814)

キーワード：意思決定支援、既設成年後見センター、条件整備

**1. 研究目的**

成年後見制度利用促進法に基づく国の基本計画のなかで、意思決定支援・身上保護の側面を重視することが求められている。そのような制度的な背景を受けて、本研究では、被後見人への意思決定支援の運用が、既設の成年後見センターにおいて実施されている場合、それがどのような条件のもとで実現し得ているのか、既設センターの事例分析を通して明らかにし、よって中核機関に求められる機能を既設センターが担いうる可能性を実証する。

こうした目的の設定の背景には、先行する成年後見センターの蓄積されている実践が、新たな促進法のもとで市町村行政において十分にその評価がなされない傾向が生じるとすれば、誤った促進計画の策定に結びつくという懸念を持つからである。国の基本計画の促進枠組みも重要であるが、既設のセンターによって中核機関に求められている機能が形成されている可能性に着目することが重要と考えている。既設センターがその機能を担う場合において、利益相反の恐れが指摘されているが、そのような課題提起への回答も視野に入れている。

**2. 研究の視点および方法**

## 1) 研究の視点

本研究では、意思決定支援を可能にする「条件整備」に関する分析の視点として、次の2つを設定している。

1つは、意思決定支援の準備や協議を確保するための業務上の条件整備という視点である。既設の成年後見センターにおける意思決定支援の研究については、すでに日本福祉大学権利擁護研究センター監修（2018.6）『権利擁護がわかる意思決定支援』（ミネルヴァ書房）において事例分析を通して明らかにしている。そこでは、意思決定支援が展開される局面として、他の生活支援スタッフとのケース会議の場면을分析として取り上げ、そのための十分な業務の確保が課題として指摘されている。

2つは、成年後見センターが展開する後見業務を支えるシステム面での条件整備である。既設の成年後見センターにおいては、同センターによる法人後見ケースを多く受任しすぎると、中核機関として求められている4つの機能（広報・相談・利用促進・後見人支援）を十分に果たしえないなど、結果的に権利擁護の司令塔としての意思決定支援を確保するためのシステム面での構築が弱くなる。この点に関しての先行する既設成年後見センターによる法人受任の管理における取組を分析する意義は大きい。

## 2) 研究の方法

- ①A 成年後見センターにおける業務調査（同センターの職員[8名]に対する業務調査を2018年4月に実施）。調査項目は、業務別労働時間、相談支援における目的別人数など。
- ②A 成年後見センターにおける支援システムの構築に関するヒアリング調査（センター長に対するヒアリング調査：2017年度合計5回）

## 3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理指針を順守するとともに、A 成年後見センターから同調査結果を学会報告に活用することについて承諾を得ている。なお、同センター利用者等の個人情報に関するデータは扱っていない。

## 4. 研究結果

A 成年後見センターにおける業務調査結果（2017年6月分）では、全てのセンター業務のうち、同法人後見受任に関する業務量（時間）は、全体の45%に抑えられており、相談支援や広報・研修業務がそれぞれ15%、17%となっている。法人後見受任分等を除く、相談支援の内訳（延べ人数）としては、申立手続きの支援41%、制度利用の検討20%、後見人支援20%となり、申立手続きの支援が多くを占めている。実人数によって、新規相談を区別した相談数の分析からは、新規相談32人、相談継続26人、法人受任46人、後見人支援16人となっている。この傾向は他の月においても同様の傾向となっている。

A 成年後見センターにおける支援システムの構築に関しては、次のような3点が明らかとなった。第1は、専門職後見をシステムのなかに組み込み、同センターが法人受任するケースを限定する方法を採用している点である。第2は、行政窓口や地域包括支援センター等の成年後見における第1次相談機関に対する研修事業の展開により地域の権利擁護意識の啓発を図っている。第3に、法人後見受任ケースへの支援における適正運営委員会によるチェック機能の確保である。

## 5. 考察

先行する事例分析のなかで、A 成年後見センターにおける意思決定支援の取り組みについては、ケース会議の運営等における成果を明らかにしている。その点を踏まえ、そのような運営を可能にする条件整備として以下4点を指摘できる。第1に第1次相談機関に対する研修事業の展開により地域の権利擁護意識の啓発が進み、ケース会議等において意思決定支援への合意形成が容易となっていること、第2に法人受任のケース数を抑制し十分な意思決定支援への時間を確保できていること、第3に専門職後見の促進をシステムのなかに組み込むことで、意思決定支援を必要とするケースに集中できること、第4に法人受任における支援の適正運営委員会によるチェック機能を確保していること、があげられる。